

平成29年2月23日

山口県教育委員会会議議案

山口県教育委員会

## 議案

番号	件名	主管課
1	平成29年度山口県一般会計予算についての意見の申出について（報告承認）	教育政策課
2	平成28年度山口県一般会計補正予算（第4号）についての意見の申出について（報告承認）	教育政策課
3	知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）	教育政策課
4	知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）	教育政策課
5	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）	教育政策課
6	職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）	教育政策課
7	山口県教育委員会表彰規則による表彰について（報告承認）	教育政策課
8	山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）	教職員課
9	山口県文化財保護審議会に対する諮問について	社会教育・文化財課

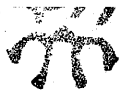
議案第1号

平成29年度山口県一般会計予算についての意見の  
申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

平成29年（2017年）2月23日

山口県教育委員会  
教育長 浅原 司

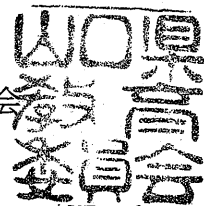


平 2 8 教 政 第 1 1 8 6 号

平成 2 9 年 (2017年) 2 月 2 1 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成 2 9 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する  
意見の申出について (回答)

平成 2 9 年 2 月 2 0 日付け平 2 8 財 政 第 1 1 6 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 平成 2 9 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 2 8 年度山口県一般会計補正予算 (第 4 号)
- 3 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
- 7 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例



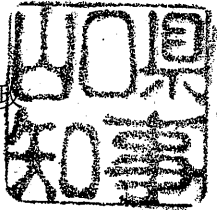
平 2 8 財 政 第 1 1 6 号

平成 2 9 年 (2017年) 2 月 2 0 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成 2 9 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に  
関する意見について

平成 2 9 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 平成 2 9 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 2 8 年度山口県一般会計補正予算（第 4 号）
- 3 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
- 7 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

# 平成29年度山口県一般会計予算

## ■歳出予算

教育委員会

(単位：千円)

款・項・目・事項名	当初予算額	当初予算額の財源内訳			
		国支出金	地方債	その他	一般財源
款) 教育費	133,990,675	23,357,301	8,015,000	4,677,174	97,941,200
項) 教育総務費	21,184,531	2,736,640	5,273,000	936,882	12,238,009
目) 教育委員会費	7,006				7,006
事項) 教育委員会運営費	7,006				7,006
目) 教育総務費	5,494,540	2,545,038		848,845	2,100,657
事項) 職員給与費	2,659,716			816,913	1,842,803
事項) 教育庁運営費	67,102	2,427		2,800	61,875
事項) 文教施策普及費	421				421
事項) 文教施設整備指導費	3,105	3,100		5	
事項) 奨学法人助成費	18,333	648		28,703	△ 11,018
事項) 県立高校生等奨学事業費	277,134	92,378			184,756
事項) 県立高校等就学支援事業費	2,446,604	2,446,485		119	
事項) 義務教育課運営費	22,125			305	21,820
目) 教職員及び学校管理費	14,657,808	14,405	5,273,000	73,807	9,296,596
事項) 教職員福利厚生費	8,794				8,794
事項) 教職員健康管理費	80,830			5	80,825
事項) 教職員住宅管理費	5,182			35,721	△ 30,539
事項) 共済組合事務費交付金	89,268				89,268
事項) 学校管理費	24,504	14,405		25,096	△ 14,997
事項) 教職員人事給与管理費	13,951			12,129	1,822

(単位：千円)

款・項・目・事項名	当初予算額	当初予算額の財源内訳			
		国支出金	地方債	その他	一般財源
事項) 教職員退職手当給付費	13,820,117		5,273,000		8,547,117
事項) 災害補償費	81,727			856	80,871
事項) 児童手当給付費	533,435				533,435
目)教育指導費	731,091	149,591		12,759	568,741
事項) 学校指導管理費	4,681	1,000		10	3,671
事項) 教科指導充実費	531				531
事項) 教育内容研究推進費	135,705	18,200		612	116,893
事項) 幼児教育充実費	2,400	2,100			300
事項) 児童生徒健全育成費	471,903	128,291		8,792	334,820
事項) 教職員資質向上対策費	3,416			3,345	71
事項) 情報教育推進費	112,455				112,455
目)教育振興費	58,601	27,606			30,995
事項) 特別支援教育振興費	57,821	27,606			30,215
事項) 定時制通信教育教科書等給与費	460				460
事項) 産業教育振興費	320				320
目)教育研修所費	148,641			1,471	147,170
事項) 教育研修所管理運営費	87,048			526	86,522
事項) 教職員等研修費	27,541			901	26,640
事項) 新規採用教員等研修事業費	21,969				21,969
事項) 教育調査研究費	606				606
事項) 教育相談実施費	11,477			44	11,433

(単位：千円)

款・項・目・事項名	当初予算額	当初予算額の財源内訳			
		国支出金	地方債	その他	一般財源
目) 恩給及び退職年金費	86,844				86,844
事項) 恩給及び退職年金	86,844				86,844
項) 小学校費	42,257,779	11,374,487		1,274	30,882,018
目) 教職員費	42,257,779	11,374,487		1,274	30,882,018
事項) 教職員給与費	41,883,402	11,315,455		1,264	30,566,683
事項) 非常勤職員給与費	257,506	59,032		10	198,464
事項) 教職員旅費	116,871				116,871
項) 中学校費	27,117,370	7,178,037		4,289	19,935,044
目) 教職員費	27,117,370	7,178,037		4,289	19,935,044
事項) 教職員給与費	26,688,667	7,099,757		4,286	19,584,624
事項) 非常勤職員給与費	284,663	78,280		3	206,380
事項) 教職員旅費	144,040				144,040
項) 高等学校費	27,478,492	297,924	1,638,000	3,014,084	22,528,484
目) 高等学校総務費	23,063,130	280		2,843,444	20,219,406
事項) 教職員給与費	22,149,464	280		2,843,004	19,306,180
事項) 非常勤職員給与費	769,695			440	769,255
事項) 教職員旅費	143,971				143,971
目) 全日制高等学校管理費	1,810,147	6,963		170,596	1,632,588
事項) 財産管理費	334,580				334,580
事項) 産業教育設備費	137,200				137,200
事項) 理科数学教育設備費	8,340	4,170			4,170



(単位：千円)

款・項・目・事項名	当初予算額	当初予算額の財源内訳			
		国支出金	地方債	その他	一般財源
事項) 一般管理費	990,267	2,793		78,466	909,008
事項) 実験実習費	339,760			92,130	247,630
目) 定時制高等学校管理費	28,641			44	28,597
事項) 一般管理費	28,641			44	28,597
目) 実習船運営費	104,320				104,320
事項) 実習船運営費	104,320				104,320
目) 学校建設費	2,469,167	290,681	1,638,000		540,486
事項) 校舎改築費	1,525,093	80,000	1,141,000		304,093
事項) 大規模改造事業費	415,623		262,000		153,623
事項) 施設改造費	259,801	210,681			49,120
事項) 土地購入整備費	268,650		235,000		33,650
目) 通信教育費	3,087				3,087
事項) 一般管理費	3,087				3,087
項) 特別支援学校費	13,857,073	1,681,297	1,104,000	419,473	10,652,303
目) 特別支援学校費	13,857,073	1,681,297	1,104,000	419,473	10,652,303
事項) 財産管理費	88,144				88,144
事項) 施設整備費	1,426,395	38,594	1,104,000		283,801
事項) 一般管理費	213,355			1,135	212,220
事項) 実験実習費	20,300			4,006	16,294
事項) 教材費	66,271				66,271
事項) 設備充実費	13,983				13,983

(単位：千円)

款・項・目・事項名	当初予算額	当初予算額の財源内訳			
		国支出金	地方債	その他	一般財源
事項) 教職員給与費	10,610,483	1,373,586		5,819	9,231,078
事項) 非常勤職員給与費	289,727			83	289,644
事項) 教職員旅費	33,161				33,161
事項) 就学奨励費	537,374	269,117			268,257
事項) 通学対策費	557,880			408,430	149,450
項) 社会教育費	1,537,022	55,247		142,125	1,339,650
目) 社会教育総務費	953,260	46,695		117,034	789,531
事項) 職員給与費	804,783	7,840		96,190	700,753
事項) 社会教育運営費	1,539			1	1,538
事項) 生涯学習活動推進費	38,244				38,244
事項) 成人教育振興費	1,039				1,039
事項) 青少年教育振興費	75,023	36,855			38,168
事項) 県民運動推進費	117				117
事項) 人権教育管理運営費	4,080				4,080
事項) 人権教育調査研究費	1,486				1,486
事項) 学校人権教育推進費	4,670	2,000			2,670
事項) 社会人権教育推進費	3,554				3,554
事項) 高等学校等進学奨励費	18,725			20,843	△ 2,118
目) 文化財保護費	93,120	5,510		2,522	85,088
事項) 文化財保護対策費	11,461	1,600		727	9,134
事項) 埋蔵文化財対策費	42,365	2,272		1,795	38,298

(単位：千円)

款・項・目・事項名	当初予算額	当初予算額の財源内訳			
		国支出金	地方債	その他	一般財源
事項) 指定文化財保存事業費補助	39,294	1,638			37,656
目) 社会教育施設費	490,642	3,042		22,569	465,031
事項) 青少年健全育成施設管理運営費	236,865			228	236,637
事項) 図書館運営費	166,492	2,042		3,019	161,431
事項) 青少年健全育成施設整備費	10,497				10,497
事項) 文書館運営費	12,807	1,000		175	11,632
事項) 博物館運営費	45,212			1,476	43,736
事項) 博物館企画展等開催費	18,769			17,671	1,098
項) 保健体育費	558,408	33,669		159,047	365,692
目) 保健体育総務費	493,667	10,288		159,044	324,335
事項) 職員給与費	169,021			6,717	162,304
事項) 管理運営費	2,271				2,271
事項) 学校保健管理指導費	158,533	6,101			152,432
事項) 学校安全管理指導費	163,842	4,187		152,327	7,328
目) 体育振興費	64,741	23,381		3	41,357
事項) 学校体育振興費	64,741	23,381		3	41,357
款) 災害復旧費	60,000		60,000		
項) 学校施設等災害復旧費	60,000		60,000		
目) 学校施設災害復旧費	60,000		60,000		
事項) 県立学校施設災害復旧事業費	60,000		60,000		
教育委員会合計	134,050,675	23,357,301	8,075,000	4,677,174	97,941,200

## 債務負担行為一覧

事項名	期間	限度額(千円)
県立周防大島高等学校寄宿舎建設に係る設計委託の年度を越える事業を一括契約すること。	H29-H30	51,692
県立周防大島高等学校校舎建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	H29-H31	1,727,098
県立西京高等学校校舎建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	H29-H30	592,612
県立下関工科高等学校校舎建設事業の年度を越える工事を一括契約すること	H29-H30	85,363
県立田布施総合支援学校校舎建設に係る設計委託の年度を越える事業を一括契約すること。	H29-H30	99,646

議案第2号

平成28年度山口県一般会計補正予算（第4号）についての  
意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認  
を求めます。

平成29年（2017年）2月23日

山口県教育委員会  
教育長 浅原 司

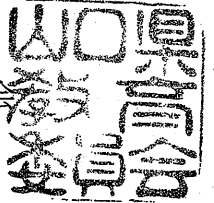


平 2 8 教 政 第 1 1 8 6 号

平成 2 9 年 (2017年) 2 月 2 1 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成 2 9 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する  
意見の申出について (回答)

平成 2 9 年 2 月 2 0 日付け平 2 8 財 政 第 1 1 6 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 平成 2 9 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 2 8 年度山口県一般会計補正予算 (第 4 号)
- 3 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
- 7 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例



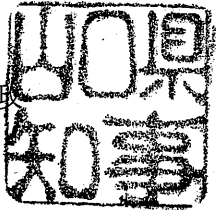
平 2 8 財 政 第 1 1 6 号

平成 2 9 年 (2017 年) 2 月 2 0 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成 2 9 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に  
関する意見について

平成 2 9 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

#### 記

- 1 平成 2 9 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 2 8 年度山口県一般会計補正予算（第 4 号）
- 3 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
- 7 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

# 平成28年度山口県一般会計予算（2月補正予算）

教育委員会

## ■歳出予算

（単位：千円）

款・項・目・事項名	現計予算額	2月補正額	2月補正額の財源内訳				2月補正後の額
			国支出金	地方債	その他	一般財源	
款) 教育費	136,228,461	△ 3,853,010	△ 598,126	△ 1,184,600	△ 177,565	△ 1,892,719	132,375,451
項) 教育総務費	20,917,268	△ 1,091,441	△ 192,592	△ 634,200	△ 9,509	△ 255,140	19,825,827
目) 教育委員会費	7,173	△ 1,863				△ 1,863	5,310
事項) 教育委員会運営費	7,173	△ 1,863				△ 1,863	5,310
目) 教育総務費	5,520,330	△ 190,909	△ 165,400		413	△ 25,922	5,329,421
事項) 職員給与費	2,639,647	8,061			1,146	6,915	2,647,708
事項) 教育庁運営費	48,913	4,728			△ 679	5,407	53,641
事項) 文教施設整備指導費	3,105	△ 1			△ 1		3,104
事項) 奨学法人助成費	18,792	△ 3,450	△ 648		△ 39	△ 2,763	15,342
事項) 県立高校生等奨学事業費	275,150	△ 52,812	△ 17,604			△ 35,208	222,338
事項) 県立高校等就学支援事業費	2,511,675	△ 147,242	△ 147,148		△ 39	△ 55	2,364,433
事項) 義務教育課運営費	22,576	△ 193			25	△ 218	22,383
目) 教職員及び学校管理費	14,386,279	△ 841,361	△ 2,932	△ 634,200	△ 7,231	△ 196,998	13,544,918
事項) 教職員福利厚生費	8,731	△ 3,571				△ 3,571	5,160
事項) 教職員健康管理費	81,379	△ 5,350				△ 5,350	76,029
事項) 教職員住宅管理費	42,786	△ 15,589		△ 9,000	△ 8,673	2,084	27,197
事項) 共済組合事務費交付金	75,760	15,910				15,910	91,670
事項) 学校管理費	16,222	△ 3,059	△ 2,932			△ 127	13,163
事項) 教職員人事給与管理費	12,082	△ 6			1,408	△ 1,414	12,076
事項) 教職員退職手当給付費	13,526,775	△ 820,249		△ 625,200		△ 195,049	12,706,526
事項) 災害補償費	78,574	△ 182			34	△ 216	78,392
事項) 児童手当給付費	543,970	△ 9,265				△ 9,265	534,705
目) 教育指導費	691,112	△ 45,923	△ 23,436		△ 4,336	△ 18,151	645,189



款・項・目・事項名	現計予算額	2月補正額	2月補正額の財源内訳				2月補正後の額
			国支出金	地方債	その他	一般財源	
事項) 学校指導管理費	4,505	△ 101	△ 47		△ 1	△ 53	4,404
事項) 教育内容研究推進費	130,476	△ 6,523	△ 4,478		△ 92	△ 1,953	123,953
事項) 幼児教育充実費	2,429	△ 355	△ 325			△ 30	2,074
事項) 児童生徒健全育成費	461,684	△ 37,488	△ 18,586		△ 3,104	△ 15,798	424,196
事項) 教職員資質向上対策費	3,422	△ 1,216			△ 1,139	△ 77	2,206
事項) 情報教育推進費	88,019	△ 240				△ 240	87,779
目) 教育振興費	42,188	△ 2,945	△ 824			△ 2,121	39,243
事項) 特別支援教育振興費	41,394	△ 2,945	△ 824			△ 2,121	38,449
目) 教育研修所費	164,048	524			1,645	△ 1,121	164,572
事項) 教育研修所管理運営費	99,084	132			△ 398	530	99,216
事項) 教職員等研修費	28,749	1,640			2,061	△ 421	30,389
事項) 新規採用教員等研修事業費	24,273	△ 1,013				△ 1,013	23,260
事項) 教育調査研究費	605	△ 108				△ 108	497
事項) 教育相談実施費	11,337	△ 127			△ 18	△ 109	11,210
目) 恩給及び退職年金費	106,138	△ 8,964				△ 8,964	97,174
事項) 恩給及び退職年金	106,138	△ 8,964				△ 8,964	97,174
項) 小学校費	43,151,362	△ 796,921	△ 66,485		421	△ 730,857	42,354,441
目) 教職員費	43,151,362	△ 796,921	△ 66,485		421	△ 730,857	42,354,441
事項) 教職員給与費	42,771,368	△ 785,015	△ 69,008		421	△ 716,428	41,986,353
事項) 非常勤職員給与費	259,216	△ 6,906	2,523			△ 9,429	252,310
事項) 教職員旅費	120,778	△ 5,000				△ 5,000	115,778
項) 中学校費	27,520,020	△ 342,688	△ 28,910		943	△ 314,721	27,177,332
目) 教職員費	27,520,020	△ 342,688	△ 28,910		943	△ 314,721	27,177,332
事項) 教職員給与費	27,081,341	△ 288,495	△ 24,135		943	△ 265,303	26,792,846
事項) 非常勤職員給与費	291,833	△ 32,593	△ 4,775			△ 27,818	259,240

款・項・目・事項名	現計予算額	2月補正額	2月補正額の財源内訳				2月補正後の額
			国支出金	地方債	その他	一般財源	
事項) 教職員旅費	146,846	△ 21,600				△ 21,600	125,246
項) 高等学校費	27,600,740	△ 552,860	△ 105,483	△ 161,900	△ 48,672	△ 236,805	27,047,880
目) 高等学校総務費	23,055,568	△ 150,199	△ 4,687		△ 48,048	△ 97,464	22,905,369
事項) 教職員給与費	22,171,635	△ 114,442	△ 4,687		△ 48,048	△ 61,707	22,057,193
事項) 非常勤職員給与費	739,789	△ 35,743				△ 35,743	704,046
事項) 教職員旅費	144,144	△ 14				△ 14	144,130
目) 全日制高等学校管理費	1,962,975	△ 110,145	376		△ 628	△ 109,893	1,852,830
事項) 財産管理費	488,407	△ 48,029				△ 48,029	440,378
事項) 一般管理費	981,767	△ 56,063	376		80	△ 56,519	925,704
事項) 実験実習費	344,291	△ 6,053			△ 708	△ 5,345	338,238
目) 定時制高等学校管理費	27,812	△ 1,674			4	△ 1,678	26,138
事項) 一般管理費	27,812	△ 1,674			4	△ 1,678	26,138
目) 実習船運営費	102,615	△ 16,583				△ 16,583	86,032
事項) 実習船運営費	102,615	△ 16,583				△ 16,583	86,032
目) 学校建設費	2,448,683	△ 274,259	△ 101,172	△ 161,900		△ 11,187	2,174,424
事項) 校舎改築費	1,292,984	△ 161,485	△ 36,242	△ 130,700		5,457	1,131,499
事項) 大規模改造事業費	797,925	△ 22,547		△ 17,900		△ 4,647	775,378
事項) 施設改造費	289,146	△ 58,430	△ 64,930	△ 2,400		8,900	230,716
事項) 土地購入整備費	68,628	△ 31,797		△ 10,900		△ 20,897	36,831
項) 特別支援学校費	14,670,096	△ 922,477	△ 183,337	△ 365,300	△ 79,508	△ 294,332	13,747,619
目) 特別支援学校費	14,670,096	△ 922,477	△ 183,337	△ 365,300	△ 79,508	△ 294,332	13,747,619
事項) 財産管理費	108,843	△ 4,730				△ 4,730	104,113
事項) 施設整備費	2,043,694	△ 476,969	△ 143,315	△ 365,300		31,646	1,566,725
事項) 一般管理費	218,224	△ 23,753			262	△ 24,015	194,471
事項) 教職員給与費	10,794,468	△ 316,561	△ 34,252		△ 93	△ 282,216	10,477,907

款・項・目・事項名	現計予算額	2月補正額	2月補正額の財源内訳				2月補正後の額
			国支出金	地方債	その他	一般財源	
事項) 非常勤職員給与費	279,762	△ 10,803				△ 10,803	268,959
事項) 教職員旅費	33,211	△ 4				△ 4	33,207
事項) 就学奨励費	535,238	△ 17,417	△ 5,770			△ 11,647	517,821
事項) 通学対策費	555,376	△ 72,240			△ 79,677	7,437	483,136
項) 社会教育費	1,605,404	△ 27,241	6,554	△ 23,200	△ 7,721	△ 2,874	1,578,163
目) 社会教育総務費	958,361	6,827	6,555		1,611	△ 1,339	965,188
事項) 職員給与費	809,128	363	△ 148		△ 291	802	809,491
事項) 青少年教育振興費	76,370	4,396	6,763			△ 2,367	80,766
事項) 県民運動推進費	130	△ 1				△ 1	129
事項) 人権教育管理運営費	4,234	△ 376				△ 376	3,858
事項) 人権教育調査研究費	1,486	△ 62				△ 62	1,424
事項) 学校人権教育推進費	4,900	△ 214	△ 60			△ 154	4,686
事項) 社会人権教育推進費	3,594	△ 110				△ 110	3,484
事項) 高等学校等進学奨励費	17,452	2,831			1,902	929	20,283
目) 文化財保護費	96,123	△ 5,544	△ 1		△ 805	△ 4,738	90,579
事項) 文化財保護対策費	33,467	△ 5,463			△ 98	△ 5,365	28,004
事項) 埋蔵文化財対策費	43,404	△ 739	△ 1		△ 707	△ 31	42,665
事項) 指定文化財保存事業費補助	19,252	658				658	19,910
目) 社会教育施設費	550,920	△ 28,524		△ 23,200	△ 8,527	3,203	522,396
事項) 青少年健全育成施設管理運営費	236,190				27	△ 27	236,190
事項) 図書館運営費	168,546	△ 3,829			△ 598	△ 3,231	164,717
事項) 青少年健全育成施設整備費	22,057	△ 168				△ 168	21,889
事項) 文書館運営費	12,835	△ 69			△ 29	△ 40	12,766
事項) 博物館運営費	94,121	△ 24,394		△ 23,200	△ 465	△ 729	69,727
事項) 博物館企画展等開催費	17,171	△ 64			△ 7,462	7,398	17,107

款・項・目・事項名	現計予算額	2月補正額	2月補正額の財源内訳				2月補正後の額
			国支出金	地方債	その他	一般財源	
項) 保健体育費	763,571	△ 119,382	△ 27,873		△ 33,519	△ 57,990	644,189
目) 保健体育総務費	526,495	△ 53,024	△ 14,026		△ 33,517	△ 5,481	473,471
事項) 職員給与費	204,764	△ 2,714			△ 42	△ 2,672	202,050
事項) 管理運営費	2,295	△ 29				△ 29	2,266
事項) 学校保健管理指導費	155,348	△ 15,237	△ 12,607			△ 2,630	140,111
事項) 学校安全管理指導費	164,088	△ 35,044	△ 1,419		△ 33,475	△ 150	129,044
目) 体育振興費	237,076	△ 66,358	△ 13,847		△ 2	△ 52,509	170,718
事項) 学校体育振興費	237,076	△ 66,358	△ 13,847		△ 2	△ 52,509	170,718
款) 災害復旧費	60,000	△ 40,800	5,905	△ 47,100		395	19,200
項) 学校施設等災害復旧費	60,000	△ 40,800	5,905	△ 47,100		395	19,200
目) 学校施設災害復旧費	60,000	△ 40,800	5,905	△ 47,100		395	19,200
事項) 県立学校施設災害復旧事業費	60,000	△ 40,800	5,905	△ 47,100		395	19,200
教育委員会合計	136,288,461	△ 3,893,810	△ 592,221	△ 1,231,700	△ 177,565	△ 1,892,324	132,394,651

■繰越

款・項・事項名	今年度 予算額	繰越額	繰越額の財源内訳			
			国支出金	地方債	その他	一般財源
款) 教育費 項) 高等学校費 事項) 校舎改築費	1,131,499	77,593	26,500	11,100		39,993
款) 教育費 項) 高等学校費 事項) 大規模改造事業費	775,378	401,819		378,900		22,919
款) 教育費 項) 高等学校費 事項) 施設改造費	230,716	36,061				36,061
款) 教育費 項) 特別支援学校費 事項) 施設整備費	1,566,725	885,090	81,373	683,500		120,217
款) 教育費 項) 社会教育費 事項) 青少年教育振興費	80,766	9,730	9,730			

平成28年度2月補正予算の概要について

1 概要

(単位：千円)

経費区分	補正前	補正額	補正後	主な増減内容
給与関係経費	120,111,111	△2,329,879	117,781,232	・給与費(見込減：△1,500,666) ・退職手当(見込減：△820,249)
一般行政経費	7,998,607	△505,222	7,493,385	・非常勤給与(実績減：△86,045) ・通学対策費(入札減：△72,240) ・インターハイ(実績減：△50,755)
施策的経費	3,477,856	△266,681	3,211,175	・就学支援金(実績減：△147,242) ・奨学給付金(実績減：△52,812)
県営建築事業費	4,640,887	△751,228	3,889,659	・入札等による減
災害復旧費	60,000	△40,800	19,200	・予備費及び執行分を残し減額 ※執行分：6月大雨(岩国工)
計	136,288,461	△3,893,810	132,394,651	

2 繰越明許費

(単位：千円)

事項	事業箇所	繰越額	摘要
校舎改築費	周防大島高校改築設計 他2件	77,593	土砂災害防止対策工事が遅れ、全体工程が遅延したため
大規模改造事業費	宇部工業高校外壁改修 他6件	401,819	工事着手後の現地調査の結果、劣化箇所が当初の想定を上回っていたため
施設改造費	徳山商工高校弓道場新築	36,061	工事着手について、学校との調整に不測の時間を要したため
施設整備費(特別支援)	山口総合支援学校増築 他9件	885,090	仮設グランド工事が遅れ、全体工程が遅延したため
青少年教育振興費	萩市、防府市、田布施町	9,730	放課後児童クラブと一体型の放課後子供教室に係る施設整備【国補正事業】
合計		1,410,293	※昨年度繰越額：1,705,053

### 議案第3号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

平成29年（2017年）2月23日

山口県教育委員会  
教育長 浅原 司

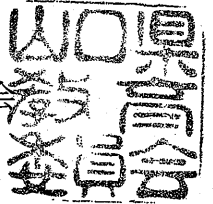


平 2 8 教 政 第 1 1 8 6 号

平成 2 9 年 (2017年) 2 月 2 1 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成 2 9 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する  
意見の申出について (回答)

平成 2 9 年 2 月 2 0 日付け平 2 8 財 政 第 1 1 6 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 平成 2 9 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 2 8 年度山口県一般会計補正予算 (第 4 号)
- 3 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
- 7 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例



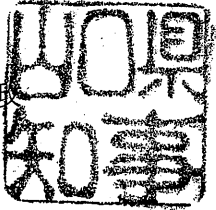
平 2 8 財 政 第 1 1 6 号

平成 2 9 年 (2017年) 2 月 2 0 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成 2 9 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に  
関する意見について

平成 2 9 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

#### 記

- 1 平成 2 9 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 2 8 年度山口県一般会計補正予算（第 4 号）
- 3 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
- 7 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例



知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

平成二十九年 月 日提出

山口県知事 村岡 政

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成二十六年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 知事等の給与の特例に関する条例の一部改正

改正案

### ○ 知事等の給与の特例に関する

#### 条例

(平成二十六年三月二十五日)  
山口県条例第一号

知事、副知事、山口県公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員の給料月額は、平成二十六年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)においては、知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和三十二年山口県条例第二十号)第四条の規定にかかわらず、同条例別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める給料月額から、その額に知事にあつては百分の十を、副知事、山口県公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員にあつては百分の五を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める給料月額とする。

(以下、略)

現行

### ○ 知事等の給与の特例に関する

#### 条例

(平成二十六年三月二十五日)  
山口県条例第一号

知事、副知事、山口県公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員の給料月額は、平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)においては、知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和三十二年山口県条例第二十号)第四条の規定にかかわらず、同条例別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める給料月額から、その額に知事にあつては百分の十を、副知事、山口県公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員にあつては百分の五を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める給料月額とする。

(以下、略)

## 議案第3号参考資料

### 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の趣旨

平成26年4月1日から実施している知事、副知事、山口県公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員の給料月額の減額措置を、平成29年度においても継続して実施するもの。

#### 2 改正の内容

平成26年4月1日から平成29年3月31日までとしている実施期間を1年間延長し、平成30年3月31日までとする。

#### 3 施行期日

公布の日から施行する。

(参考：実施内容)

対 象 職 員	減額の内容
知事	給料月額の10%
副知事 山口県公営企業管理者 教育長 常勤の監査委員	給料月額の5%

ただし、手当の基礎となる給料月額については、減額前の額とする。

## 議案第4号

知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

平成29年（2017年）2月23日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司

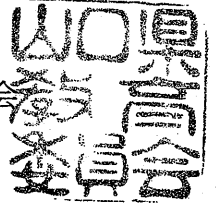


平 2 8 教 政 第 1 1 8 6 号

平成 2 9 年 (2017年) 2 月 2 1 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成 2 9 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する  
意見の申出について (回答)

平成 2 9 年 2 月 2 0 日付け平 2 8 財政第 1 1 6 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 平成 2 9 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 2 8 年度山口県一般会計補正予算 (第 4 号)
- 3 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
- 7 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例



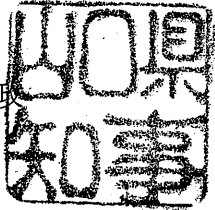
平 2 8 財 政 第 1 1 6 号

平成 2 9 年 (2017年) 2 月 2 0 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成 2 9 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に  
関する意見について

平成 2 9 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

#### 記

- 1 平成 2 9 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 2 8 年度山口県一般会計補正予算（第 4 号）
- 3 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
- 7 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

議案第 号

知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

平成二十九年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

知事等の退職手当に関する条例（昭和三十二年山口県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、その支給は、任期ごとに行うことができる。

第三条第二項を削る。

第四条中「の日」を「した日（知事等の区分ごとの知事等としての引き続きいた在職期間があるときは、それぞれの任期の満了の日及び退職した日。以下同じ。）」に改める。

第五条中「計算は、」の下に「任期ごとの」を、「なつた日」の下に「（知事等の区分ごとの知事等としての引き続きいた在職期間に係る任期であるときは、それぞれの任期の開始の日。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

改正案

期間に係る任期であるときは、それぞれの任期の開始の日から退職した日までの月数による。この場合における月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第六条（略）

現行

数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第六条（略）



改正案

現行

○知事等の退職手当に関する条例  
例

（昭和三十二年十一月二十五日  
山口県条例第五十二号）

第一条～第二条 （略）

（退職手当の支給）

第三条 この条例の規定による退職手当は、知事等が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、その支給は、任期ごとに行うことができる。

（削る）

（退職手当の額）

第四条 退職手当の額は、退職した日（知事等の区分ごとの知事等としての引き続きした日）におけるその者の給料月額に次条の規定及び退職した日（以下同じ）におけるその者の給料月額に次条の規定による在職期間を乗じて得た額に、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一～六 （略）

（在職期間の計算）

第五条 退職手当の算定の基礎となる在職期間の計算は、任期ごとの知事等となつた日（知事等の区分ごとの知事等としての引き続きした日）

○知事等の退職手当に関する条例  
例

（昭和三十二年十一月二十五日  
山口県条例第五十二号）

第一条～第二条 （略）

（退職手当の支給）

第三条 この条例の規定による退職手当は、知事等が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 知事等の退職手当は、任期ごとに支給する。

（退職手当の額）

第四条 退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に次条の規定による在職期間を乗じて得た額に、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一～六 （略）

（在職期間の計算）

第五条 退職手当の算定の基礎となる在職期間の計算は、知事等となつた日から退職した日までの月数による。この場合における月

## 議案第 4 号参考資料

### 知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の理由

知事等の退職手当について、その勤続報償的な性格に鑑み、また、現下の厳しい財政状況の中で、今後、中期的な行財政構造改革に取り組んでいく必要があることから、現行の任期ごとに支給する方法に加え、再選又は再任の場合においては、各任期分を合算して支給する方法も選択できるよう所要の改正を行うもの。

#### 2 改正の概要

退職手当の支給方法について規定する条例第 3 条について、任期ごとに支給する方法又は任期を合算して支給する方法のいずれかを選択できるよう改めるとともに、退職手当の算定方法を規定する第 4 条及び算定の基礎となる在職期間を規定する第 5 条についても所要の改正を行う。

#### 3 施行期日

公布の日から施行する。

## 議案第5号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する  
条例の制定についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

平成29年（2017年）2月23日

山口県教育委員会  
教育長 浅原 司

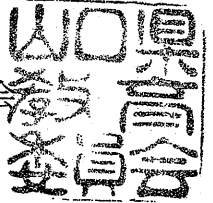


平 2 8 教 政 第 1 1 8 6 号

平成 2 9 年 (2017年) 2 月 2 1 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成 2 9 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する  
意見の申出について (回答)

平成 2 9 年 2 月 2 0 日付け平 2 8 財 政 第 1 1 6 号で意見を求められた下記の議案について  
は、異存ありません。

記

- 1 平成 2 9 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 2 8 年度山口県一般会計補正予算 (第 4 号)
- 3 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
- 7 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例



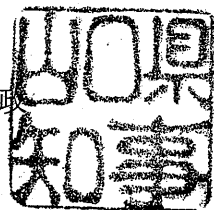
平 2 8 財 政 第 1 1 6 号

平成 2 9 年 (2017年) 2 月 2 0 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成 2 9 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に  
関する意見について

平成 2 9 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 平成 2 9 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 2 8 年度山口県一般会計補正予算（第 4 号）
- 3 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
- 7 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

りの勤務時間が四十二時間を超えないように勤務すること。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第五項中「第三条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

二 勤務時間条例第四条第一項又は学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和四十六年山口県条例第三十号。以下「学校職員勤務時間条例」という。)第二条第七項若しくは第十条の規定の適用を受ける職員(ハに掲げる勤務の形態は船舶に乗り組む職員に限る。) 次に掲げる勤務の形態(勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えないものに限る。)

イ 四週間ごとの期間につき八日以上を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように勤務すること。

ロ 四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように勤務すること。

ハ 五十二週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、週休日が毎四週間につき四日以上となるようにし、及び当該期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように、かつ、毎四週間につき一週間当た

第十二条を次のように改める。

(育児短時間勤務の勤務の形態で条例で定めるもの)

第十二条 法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態(同項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。

一 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山口県条例第十一号。以下「勤務時間条例」という。)第三条第三項の規定の適用を受ける職員 日曜日及び土曜日を週休日とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、四週間ごとの期間(育児短時間勤務をしようとする期間の全てを四週間ごとに区分することができない場合にあつては、人事委員会の定めるところにより、当該育児短時間勤務をしようとする期間を一週間、二週間、三週間又は四週間に区分した各期間)につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように、かつ、一日につき午前七時から午後十時までの間において人事委員会規則で定める時間以上勤務すること。



り学校職員が当該学校職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該学校職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である学校職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。）を」に改める。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第三条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「第三条第一項」の下に「又は第三項」を加える。

第十四条第三項中「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第十六条の三第一項中「第三条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第四条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

る者を含む。以下同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者をいう。以下同じ。)の介護をする職員であつて、人事委員会規則で定めるもの

二 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として人事委員会規則で定めるもの

第四条第一項中「前条」を「前条第一項及び第二項」に改める。

第五条中「第三条第一項」及び「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第十条第一項中「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第十五条第一項中「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母、

子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者」を「配偶者等」に改める。

(学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第二条 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和四十六年山口県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「子を」を「子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二第一項の規定によ

務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第二項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間（以下「単位期間」という。）ごとの期間につき第一項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、週休日を設け、及び勤務時間を割り振るものとする。

一 子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。第十七条第一項において同じ。）の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあ

議案第 号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例

平成二十九年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第一条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山口県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

3 任命権者は、次に掲げる職員(人事委員会規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。

以下この項において同じ。)について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、

第一項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公

改正案

○一般職の任期付研究員の採用等に関する条例

平成十四年十月八日

山口県条例第四十九号

第一条～第六条 (略)

(第一号任期付研究員の裁量による勤務)

第七条 任命権者は、第一号任期付研究員の職務につき、その職務の性質上時間配分の決定その他の職務遂行の方法を大幅に当該第一号任期付研究員の裁量にゆだねることが当該第一号任期付研究員に係る研究業務の能率的な遂行のため必要であると認める場合には、当該第一号任期付研究員を、人事委員会規則の定めるところにより、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山口県条例第十一号。以下「職員勤務時間条例」という。)の規定による勤務時間の割振りを行わないで、その職務に従事させることができる。この場合において、当該第一号任期付研究員は、人事委員会規則の定めるところにより、その勤務の状況について任命権者に報告しなければならない。

2～4 (略)

5 職員勤務時間条例第三条第二項及び第三項、第四条、第五条並びに第十条の規定は、第二項の第一号任期付研究員には、適用しない。

現行

○一般職の任期付研究員の採用等に関する条例

(平成十四年十月八日)  
山口県条例第四十九号

(第一号任期付研究員の裁量による勤務)

第七条 任命権者は、第一号任期付研究員の職務につき、その職務の性質上時間配分の決定その他の職務遂行の方法を大幅に当該第一号任期付研究員の裁量にゆだねることが当該第一号任期付研究員に係る研究業務の能率的な遂行のため必要であると認める場合には、当該第一号任期付研究員を、人事委員会規則の定めるところにより、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山口県条例第十一号。以下「職員勤務時間条例」という。)の規定による勤務時間の割振りを行わないで、その職務に従事させることができる。この場合において、当該第一号任期付研究員は、人事委員会規則の定めるところにより、その勤務の状況について任命権者に報告しなければならない。

2～4 (略)

5 職員勤務時間条例第三条第二項、第四条、第五条及び第十条の規定は、第二項の第一号任期付研究員には、適用しない。

改正案

二 勤務時間条例第四条第一項又は学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和四十六年山口県条例第三十号。以下「学校職員勤務時間条例」という。)第三条第七項若しくは第十条の規定の適用を受ける職員(ハに掲げる勤務の形態は船舶に乗り組む職員に限る。) 次に掲げる勤務の形態(勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えないものに限る。)

イ 四週間ごとの期間につき八日以上を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように勤務すること。

ロ 四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように勤務すること。

ハ 五十二週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、週休日が毎四週間につき四日以上となるようにし、及び当該期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように、かつ、毎四週間につき一週間当たりの勤務時間が四十二時間を超えないように勤務すること。

現行

二 四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように勤務すること。

三 五十二週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、かつ、四週間ごとの期間につき週休日が四日以上となるようにし、当該五十二週間を超えない期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように、かつ、当該四週間ごとの期間につき一週間当たりの勤務時間が四十二時間を超えないように勤務すること。

改正案

○職員の育児休業等に関する条例

平成四年三月二十一日

山口県条例第一号

第一条～第十一条 (略)

(育児短時間勤務の勤務の形態で条例で定めるもの)

第十二条 法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態(同項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。

一 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山口県条例第十一号。以下「勤務時間条例」という。)第三条第三項の規定の適用を受ける職員 日曜日及び土曜日を週休日とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、四週間ごとの期間(育児短時間勤務をしようとする期間の全てを四週間ごとに区分することができない場合にあつては、人事委員会の定めるところにより、当該育児短時間勤務をしようとする期間を一週間、二週間、三週間又は四週間に区分した各期間)につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように、かつ、一日につき午前七時から午後十時までの間において人事委員会規則で定める時間以上勤務すること。

現行

○職員の育児休業等に関する条例

(平成四年三月二十一日)  
山口県条例第一号

第一条～第十一条 (略)

(育児短時間勤務の勤務の形態で条例で定めるもの)

第十二条 法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山口県条例第十一号。以下「勤務時間条例」という。)第四条第一項又は学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和四十六年山口県条例第三十号。以下「学校職員勤務時間条例」という。)第三条第七項若しくは第十条の規定の適用を受ける職員にあつては、次に掲げる勤務の形態(船舶に乗り組む職員以外の職員にあつては、第三号に掲げるものを除く。)により、引き続き勤務日が人事委員会規則で定める日数を超えないように勤務することとする。

一 四週間ごとの期間につき八日以上を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように勤務すること。

改正案

現行

(管理職員特別勤務手当)

第十六条の三 第八条の二第一項の規定に基づき人事委員会の指定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第三条第一項若しくは第三項、第四条及び第五条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2～4 (略)

第十六条の四～第二十二條 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第十六条の三 第八条の二第一項の規定に基づき人事委員会の指定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第三条第一項、第四条及び第五条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2～4 (略)

第十六条の四～第二十二條 (略)



改正案

現行

(時間外勤務手当)

第十四条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務一時間につき、第十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

一〇二 (略)

2 (略)

3 勤務時間条例第五条の規定により割振り変更前の勤務時間(勤務時間条例第三条第二項若しくは第三項又は第四条の規定により割り振られた勤務時間をいう。以下この条において同じ。)外に勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の勤務時間外に勤務した全時間(第一項の規定により時間外勤務手当が支給される時間及び人事委員会規則で定める時間を除く。)に対して、勤務一時間につき、第十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4〇6 (略)

第十五条〇第十六条の二 (略)

(時間外勤務手当)

第十四条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務一時間につき、第十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

一〇二 (略)

2 (略)

3 勤務時間条例第五条の規定により割振り変更前の勤務時間(勤務時間条例第三条第二項又は第四条の規定により割り振られた勤務時間をいう。以下この条において同じ。)外に勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の勤務時間外に勤務した全時間(第一項の規定により時間外勤務手当が支給される時間及び人事委員会規則で定める時間を除く。)に対して、勤務一時間につき、第十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4〇6 (略)

第十五条〇第十六条の二 (略)

改正案

○一般職の職員の給与に関する条例

昭和二十六年二月二日  
山口県条例第二号

第一条～第六条 (略)

第七条 新たに職員となつた者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2～3 (略)

4 第一項又は第二項の規定による給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間条例第三条第一項又は第三項、第四条及び第五条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

第八条～第十三条 (略)

現行

○一般職の職員の給与に関する条例

(昭和二十六年二月二日)  
山口県条例第二号

第一条～第六条 (略)

第七条 新たに職員となつた者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2～3 (略)

4 第一項又は第二項の規定による給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間条例第三条第一項、第四条及び第五条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

第八条～第十三条 (略)

改正案

現行

○学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

昭和四十六年十二月二十四日  
山口県条例第三十号

第一条～第十六条 (略)

(子育て支援部分休暇)

第十七条 子育て支援部分休暇は、学校職員(育児短時間勤務学校職員等を除く。)が小学校第一学年から第三学年までに限る。)に就学している子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七条の二第一項の規定により学校職員が当該学校職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて、当該学校職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である学校職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。)を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て支援部分休暇の時間は、前項の子を養育している期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 第十五条第三項の規定は、子育て支援部分休暇について準用する。

以下(略)

○学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例  
(昭和四十六年十二月二十四日  
山口県条例第三十号)

第一条～第十六条 (略)

(子育て支援部分休暇)

第十七条 子育て支援部分休暇は、学校職員(育児短時間勤務学校職員等を除く。)が小学校第一学年から第三学年までに限る。)に就学している子を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て支援部分休暇の時間は、前項の子を養育している期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 第十五条第三項の規定は、子育て支援部分休暇について準用する。

以下(略)

改正案

(介護休暇)

第十五条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者等で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2～3 (略)

第十六条～第二十条 (略)

現行

(介護休暇)

第十五条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2～3 (略)

第十六条～第二十条 (略)

改正案

(休日の代休日)

第十条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」と総称する。)である勤務日等(第三条第二項若しくは第三項、第四条又は第五条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。)に割り振られた勤務時間の全部(以下「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(以下「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(休日を除く。)を指定することができる。

2 (略)

第十一条～第十四条 (略)

現行

(休日の代休日)

第十条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」と総称する。)である勤務日等(第三条第二項、第四条又は第五条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。)に割り振られた勤務時間の全部(以下「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(以下「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(休日を除く。)を指定することができる。

2 (略)

第十一条～第十四条 (略)

改正案

(週休日の振替等)

第五条 任命権者は、職員に第三条第一項若しくは第三項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第三条第二項若しくは第三項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち人事委員会規則で定める時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該人事委員会規則で定める時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

第六条〜第九条 (略)

現行

(週休日の振替等)

第五条 任命権者は、職員に第三条第一項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第三条第二項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち人事委員会規則で定める時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該人事委員会規則で定める時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

第六条〜第九条 (略)

改正案

一 子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十二条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。第十七条第一項において同じ。）の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者をいう。以下同じ。）の介護をする職員であつて、人事委員会規則で定めるもの

二 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として人事委員会規則で定めるもの

第四条 任命権者は、第二条第一項ただし書及び第四項に規定する職員については、前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 (略)

現行

(新設)

第四条 任命権者は、第二条第一項ただし書及び第四項に規定する職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 (略)

改正案

○職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例

昭和二十八年三月二十五日

山口県条例第十一号

第一条～第二条 (略)

第三条 (略)

2 (略)

3 任命権者は、次に掲げる職員（人事委員会規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第一項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第二項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間（以下「単位期間」という。）ごとの期間につき第一項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、週休日を設け、及び勤務時間を割り振るものとする。

現行

○職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例

する条例

（昭和二十八年三月二十五日）  
山口県条例第十一号

第一条～第二条 (略)

(週休日及び勤務時間の割振り)

第三条 (略)

2 (略)

(新設)



## 議案第 5 号参考資料

### 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例

#### 1 改正の趣旨

育児や介護による個人の生活状況に対応し、職員のワークライフバランスの実現を図るため、フレックスタイム制を導入するもの。

#### 2 制度の内容

##### (1) 対象職員

育児職員：子を養育する職員

介護職員：要介護者の介護をする職員

##### (2) 週休日及び勤務時間の割振り

公務の運営に支障がないと認める場合、職員の申告を経て、週休日並びに始業及び終業の時刻を割り振るものとする。

なお、週休日は、単位期間開始日から 1 週間ごとに 1 日を限度に土日に加えて設けることができる。

##### (3) 割振り単位期間

1 ～ 4 週間までの単位期間から選択

#### 3 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日

議案第6号

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の  
制定についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認  
を求めます。

平成29年（2017年）2月23日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司

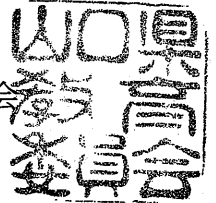


平 2 8 教 政 第 1 1 8 6 号

平成 2 9 年 (2017年) 2 月 2 1 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成 2 9 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する  
意見の申出について (回答)

平成 2 9 年 2 月 2 0 日付け平 2 8 財 政 第 1 1 6 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 平成 2 9 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 2 8 年度山口県一般会計補正予算 (第 4 号)
- 3 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
- 7 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例



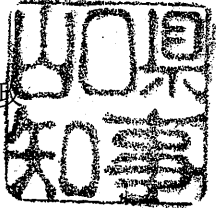
平 2 8 財 政 第 1 1 6 号

平成 2 9 年 (2017 年) 2 月 2 0 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成 2 9 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に  
関する意見について

平成 2 9 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 平成 2 9 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 2 8 年度山口県一般会計補正予算（第 4 号）
- 3 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
- 7 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

平成二十九年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣政

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年山口県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「人事委員会規則で定める」を「配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当

該配偶者同行休業に係る配偶者の第四条第一号の外国での勤務が同日後も引き続きこととなり、及びその引き

続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他これに準ずるものとして人事委員会が認め

る事情とする」に改める。

第十三条中「人事委員会規則」とあるのは「第一条の特定地方独立行政法人の規程」と、「人事委員会」と

あるのは「任命権者」と、「」に改める。

改正案

第七条～第十二条 (略)

(特定地方独立行政法人職員に対する規定の適用)

第十三条 第二条から第九条までの規定中職員に関する規定は、特定地方独立行政法人職員に関する規定として特定地方独立行政法人職員に適用があるものとする。この場合において、第三条及び第四条中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、同条第四号中「人事委員会」とあるのは「任命権者」と、第六条第二項中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、「人事委員会」とあるのは「任命権者」と、第七条中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、同条第三号中「人事委員会規則」とあるのは「第一条の特定地方独立行政法人の規程」とする。

第十四条 (略)

現行

第七条～第十二条 (略)

(特定地方独立行政法人職員に対する規定の適用)

第十三条 第二条から第九条までの規定中職員に関する規定は、特定地方独立行政法人職員に関する規定として特定地方独立行政法人職員に適用があるものとする。この場合において、第三条及び第四条中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、同条第四号中「人事委員会」とあるのは「任命権者」と、第六条第二項中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、「人事委員会規則」とあるのは「第一条の特定地方独立行政法人の規程」と、第七条中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、同条第三号中「人事委員会規則」とあるのは「第一条の特定地方独立行政法人の規程」とする。

第十四条 (略)

改正案

○職員の配偶者同行休業に関する条例

平成二十六年七月十五日

山口県条例第二十五号

第一条～第五条 (略)

(配偶者同行休業の期間の延長)

第六条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第三条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 法第二十六条の六第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第四条第一号の外国での勤務が同日後も引き続きこととなり、及びその引き続きことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他これに準ずるものとして人事委員会が認める事情とする。

3 第二条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

現行

○職員の配偶者同行休業に関する条例

(平成二十六年七月十五日)  
山口県条例第二十五号

第一条～第五条 (略)

(配偶者同行休業の期間の延長)

第六条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第三条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 法第二十六条の六第三項の条例で定める特別の事情は、人事委員会規則で定める。

3 第二条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。



## 議案第6号参考資料

### 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の趣旨

国家公務員の制度改正を踏まえ、職員の配偶者同行休業の期間を再度延長することができる場合を条例に定めるもの。

#### 2 制度概要及び改正内容

##### (1) 制度概要

職員が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にするため、3年の期間を限度に休業できる制度。

##### (2) 改正内容

休業期間延長後の期間が満了する日における配偶者の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、その引き続くことが延長申請時に確定していなかった場合に休業期間を再延長できるものとする。

#### 3 施行期日

公布の日

議案第7号

山口県教育委員会表彰規則による表彰について（報告承認）

山口県教育委員会表彰規則（昭和61年山口県教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき、平成28年度教育功労者を次のとおり決定したので報告し、承認を求めます。

平成29年（2017年）2月23日

山口県教育委員会  
教育長 浅原 司

永年精勤の部（表彰規則第2条第6号）

所属名	職名	氏名	勤務年数	備考
下関市立宇賀小学校	教諭	浜本 まゆみ	30年	平成29年1月21日 死亡退職
柳井市立柳東小学校	教諭	河本 淳也	26年	平成29年2月12日 死亡退職
周南市立三丘小学校	教諭	川本 晃	32年	平成29年2月13日 死亡退職

## 議案第8号

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての  
意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認  
を求めます。

平成29年（2017年）2月23日

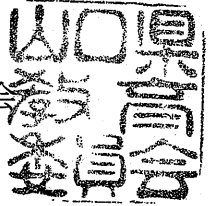
山口県教育委員会  
教育長 浅原 司

平 2 8 教 政 第 1 1 8 6 号

平成 2 9 年 (2017年) 2 月 2 1 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成 2 9 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する  
意見の申出について (回答)

平成 2 9 年 2 月 2 0 日付け平 2 8 財 政 第 1 1 6 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 平成 2 9 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 2 8 年度山口県一般会計補正予算 (第 4 号)
- 3 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
- 7 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例



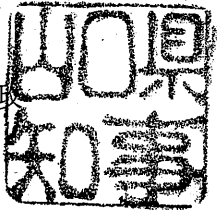
平 2 8 財 政 第 1 1 6 号

平成 2 9 年 (2017年) 2 月 2 0 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成 2 9 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に  
関する意見について

平成 2 9 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

#### 記

- 1 平成 2 9 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 2 8 年度山口県一般会計補正予算（第 4 号）
- 3 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
- 7 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

平成二十九年 月 日提出

山口県知事 村岡嗣政

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

山口県学校職員定数条例（昭和三十一年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「二、二二九人」を「二、二三八人」に、「五二六人」を「五一九人」に、「二、七五五人」を「二、七五七人」に改め、同条第三号中「一、二六八人」を「一、二五八人」に、「一五九人」を「一、二五八人」に、「一、四二七人」を「一、四一六人」に改め、同条第四号中「三、〇八四人」を「三、〇五五人」に、「一八六人」を「一八四人」に、「三、二七〇人」を「三、二三九人」に改め、同条第五号中「五、一五四人」を「五、一二一人」に、「三八九人」を「三七八人」に、「五、五四三人」を「五、四九九人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

改正案

現行

第一条 (略)

(職員の定数)

第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

一 高等学校

校長及び教員  
計 二、二三八人  
校長及び教員以外の職員  
計 五、一九九人  
二、七五七人

二 中等教育学校

校長及び教員  
計 六〇人  
校長及び教員以外の職員  
計 七人  
六七人

三 特別支援学校

校長及び教員(寄宿舎指導員を含む。以下この号において同じ。)  
計 一、二五八人  
校長及び教員以外の職員  
計 一、五八八人  
一、四一六人

四 中学校

校長及び教員  
計 三、〇五五人  
校長及び教員以外の職員  
計 一、八四四人  
三、二三九人

五 小学校

校長及び教員  
計 五、一一二一人  
校長及び教員以外の職員  
計 三、七七八人  
五、四九九人

第三条 (略)

○山口県学校職員定数条例

(昭和三十一年十月十九日  
山口県条例第五十一号)

第一条 (略)

(職員の定数)

第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

一 高等学校

校長及び教員  
計 二、二三八人  
校長及び教員以外の職員  
計 五、一九九人  
二、七五五人

二 中等教育学校

校長及び教員  
計 六〇人  
校長及び教員以外の職員  
計 七人  
六七人

三 特別支援学校

校長及び教員(寄宿舎指導員を含む。以下この号において同じ。)  
計 一、二六八人  
校長及び教員以外の職員  
計 一、五八八人  
一、四二七人

四 中学校

校長及び教員  
計 三、〇八四人  
校長及び教員以外の職員  
計 一、八四四人  
三、二七〇人

五 小学校

校長及び教員  
計 五、一五四人  
校長及び教員以外の職員  
計 三、七七八人  
五、五三三人

第三条 (略)



## 議案第8号参考資料

### 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の趣旨

高等学校、中等教育学校、特別支援学校、中学校及び小学校の学校職員の定数について、児童生徒数の減少、教職員定数の改善等により、所要の増減員を行う。

#### 2 改正の内容

(単位：人)

区分	現行定数	改正定数	増減	摘要	
高等学校	校長及び教員	2,229	2,238	9	単位制の導入等 9人
	校長及び教員以外の職員	526	519	△7	収容定員減 △7人
	計	2,755	2,757	2	
中等教育学校	校長及び教員	60	60	0	
	校長及び教員以外の職員	7	7	0	
	計	67	67	0	
特別支援学校	校長及び教員	1,268	1,258	△10	寄宿舎休舎による減 △10人
	校長及び教員以外の職員	159	158	△1	放送技士の減 △1人
	計	1,427	1,416	△11	
中学校	校長及び教員	3,084	3,055	△29	学級減等 △36人 定数改善等 7人
	校長及び教員以外の職員	186	184	△2	学級減等 △3人 定数改善 1人
	計	3,270	3,239	△31	
小学校	校長及び教員	5,154	5,121	△33	学級減等 △51人 定数改善等 18人
	校長及び教員以外の職員	389	378	△11	学級減等 △11人
	計	5,543	5,499	△44	
合計	校長及び教員	11,795	11,732	△63	
	校長及び教員以外の職員	1,267	1,246	△21	
	計	13,062	12,978	△84	

#### 3 施行期日

平成29年4月1日

#### 4 その他

新旧対照表(別紙)

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例の改正内容及び理由

## 1 高等学校

平成29年度の県立高等学校の生徒収容定員は前年度と比べて210人の減となる。  
教職員定数については、単位制の導入等により、全体で2人の増員となる。

(単位：人)

区分		平成28年度	平成29年度	増 減
生徒 収容 定員	全日制	24,430	24,220	△ 210
	定時制	2,400	2,400	0
	計	26,830	26,620	△ 210

### 【教職員定数の内訳】

区 分		平成28年度	平成29年度	増 減	摘 要
校長 及び 教員	校長・教員	2,116	2,126	10	単位制の導入等 10人
	養護教諭	71	70	△ 1	収容定員の減 △1人
	産育等代替	42	42	0	
校長 及び 教員 以外 の職 員	事務職員	189	184	△ 5	収容定員の減 △5人
	技術職員	9	10	1	任用替による増 1人
	実習助手	230	228	△ 2	収容定員の減 △2人
	栄養士	3	3	0	
	校務技士	62	62	0	
	農畜産員	19	19	0	
	船舶員	4	3	△ 1	任用替による減 △1人
	産育等代替	10	10	0	
合計	校長及び教員	2,229	2,238	9	
	校長及び教員 以外の職員	526	519	△ 7	
	計	2,755	2,757	2	

## 2 中等教育学校

平成29年度の中等教育学校の生徒収容定員は、前年度と比べて前期課程(中学校に相当)は15人減員の330人、後期課程(高等学校に相当)は同数の360人で合計690人となる。

教職員定数については、前年同数の67人である。

区分		平成28年度	平成29年度	増減
生徒収容定員	前期課程	345	330	△15
	後期課程	360	360	0
	計	705	690	△15

### 【教職員定数の内訳】

区分		平成28年度	平成29年度	増減	摘要
校長及び教員	校長・教員	56	56	0	
	養護教諭	2	2	0	
	産育等代替	2	2	0	
校長及び教員以外の職員	事務職員	4	4	0	
	実習助手	1	1	0	
	栄養士	1	1	0	
	校務技士	1	1	0	
合計	校長及び教員	60	60	0	
	校長及び教員以外の職員	7	7	0	
	計	67	67	0	

### 3 特別支援学校

平成29年度の特別支援学校の児童生徒数は、前年度と比べて2人の減が見込まれる。  
教職員定数については、寄宿舎指導員の減等により11人の減員となる。

(単位：人)

区分	平成28年度	平成29年度	増減
児童生徒数	1,877	1,875	△2

#### 【教職員定数の内訳】

区分		平成28年度	平成29年度	増減	摘要
校長及び教員	校長・教員	1,163	1,163	0	
	養護教諭	27	27	0	
	寄宿舎指導員	50	40	△10	寄宿舎休舎による減 △10人
	産育等代替	28	28	0	
校長及び教員以外の職員	事務職員	49	49	0	
	実習助手	34	34	0	
	学校栄養職員	11	11	0	
	校務技士	12	12	0	
	調理員	12	12	0	
	ボイラー技士	0	0	0	
	運転士	2	2	0	
	放送技士	1	0	△1	
	介助員	35	35	0	
	産育等代替	3	3	0	
合計	校長及び教員	1,268	1,258	△10	
	校長及び教員 以外の職員	159	158	△1	
	計	1,427	1,416	△11	

#### 4 中学校

平成29年度の中学校の生徒数は、前年度と比べて1,004人の減が見込まれる。  
教職員定数については、国の定数改善に伴う増員を行うが、生徒数の減少に伴う学級減等により、全体で31人の減員となる。

(単位：人)

区分	平成28年度	平成29年度	増減
生徒数	35,356	34,352	△1,004

#### 【教職員定数の内訳】

区分	平成28年度	平成29年度	増減	摘要	
校長及び教員	校長・教員	2,803	2,776	△27	学級減等 定数改善等 △33人 6人
	養護教諭	151	148	△3	学級減 △3人
	栄養教諭	38	39	1	栄養教諭の増 1人
	産育等代替	92	92	0	
校長及び教員以外の職員	事務職員	162	162	0	学級減 定数改善 △1人 1人
	学校栄養職員	12	10	△2	学級減等 △2人
	産育等代替	12	12	0	
合計	校長及び教員	3,084	3,055	△29	
	校長及び教員以外の職員	186	184	△2	
	計	3,270	3,239	△31	

## 5 小学校

平成29年度の小学校の児童数は、前年度と比べて535人の減が見込まれる。

教職員定数については、国の定数改善に伴う増員を行うが、児童数の減少に伴う学級減等により、全体で44人の減員となる。

(単位：人)

区分	平成28年度	平成29年度	増減
児童数	68,860	68,325	△535

### 【教職員定数の内訳】

区分	平成28年度	平成29年度	増減	摘要	
校長及び教員	校長・教員	4,564	4,532	△32	学級減等 定数改善 △44人 12人
	養護教諭	307	300	△7	学級減 △7人
	栄養教諭	76	82	6	栄養教諭の増 6人
	産育等代替	207	207	0	
校長及び教員以外の職員	事務職員	320	318	△2	学級減 △2人
	学校栄養職員	32	23	△9	学級減等 △9人
	産育等代替	37	37	0	
合計	校長及び教員	5,154	5,121	△33	
	校長及び教員以外の職員	389	378	△11	
	計	5,543	5,499	△44	

議案第9号

第80回山口県文化財保護審議会に対する諮問について

このことについて、別紙のとおり諮問する。

平成29年（2017年）2月23日

山口県教育委員会

(別紙)

平 2 8 教社文第 1696 号

平成 2 9 年 2 月 2 3 日

山口県文化財保護審議会会長 様

山口県教育委員会

### 文化財の県指定について

山口県文化財保護条例（昭和 4 0 年山口県条例第 1 0 号）第 4 条第 3 項の規定に基づき、下記の文化財を山口県指定有形文化財に指定することについて貴会の意見を問います。

### 記

有形文化財（歴史資料）：紙本着色毛利敬親山口新御屋形入居奉祝図



## 『紙本着色毛利敬親山口新御屋形入居奉祝図』の概要

- 1 種 別 有形文化財（歴史資料）
- 2 名 称 紙本着色毛利敬親山口新御屋形入居奉祝図
- 3 点 数 1面
- 4 品質・形状 紙本着色、額装
- 5 寸 法 縦177cm・横257cm（本紙 縦140cm・横227cm）
- 6 製作年代 明治14年（1881年）11月
- 7 作 者 田原春耕
- 8 所在の場所 山口県立山口博物館（山口県山口市春日町8番2号）
- 9 所 有 者 宗教法人野田神社（山口県山口市天花一丁目1番2号）
- 10 概 要 本図は、慶応2年（1866年）に長州藩主毛利敬親が落成した山口新御屋形（山口新館）へ入居した際の士民たちによる奉祝の様相を記念に描いたものである。画面中央には、新御屋形門前での多数の山車を繰り出した奉祝の賑やかな様相が、同右下には新館式台前に詰めかけて祝う人々の姿が描かれている。  
また、本図は、明治14年（1881年）野田神社十年祭に関わって作成・奉納されたもので、同神社敷地内の絵馬堂に掲げられていた。昭和2年（1927年）に山口県立教育博物館へ寄託された。
- 11 価 値 本図は、山口新御屋形の建物や周辺の状況を立体的に描いた数少ない資料であるとともに、明治期における旧藩主顕彰という山口の社会情勢を示す貴重な資料である。

### 〔 参 考 〕

#### ○県指定文化財件数

種 別	件数	
有 形 文 化 財	建造物	34
	絵画	28
	彫刻	63
	工芸品	29
	書跡	8
	典籍	10
	古文書	8
	考古資料	25
	<b>歴史資料</b>	<b>15</b>
無形文化財	3	
民俗文化財	42	
記念物	88	
計	353	

#### ○近年の県指定有形文化財（歴史資料）

文 化 財 名	市町	指定年月日
吉田松陰関係資料（松陰神社伝来）	萩市	平成 24. 12. 7
吉田松陰関係資料（吉田家伝来）	山口市	平成 21. 11. 17
般若心経並びに神馬図板木	岩国市	平成 16. 4. 2
三重宝塔板木	山口市	平成 15. 12. 19
木像扁額「八幡宮」（独立性易筆）	岩国市	平成 14. 12. 3

《表面》



《裏面》





## 報告事項

番号	件 名	主 管 課
1	平成28年度山口県公立高校生学習状況等に関するアンケート集計結果について	高 校 教 育 課
2	学校運営協議会を設置する学校の指定について	高 校 教 育 課
3	学校運営協議会を設置する学校の指定について	特 別 支 援 室 教 育 推 進 室
4	やまぐち型地域連携教育のPR用DVDについて ※映像資料	義 務 教 育 課

# 報告事項 1

## 平成 28 年度山口県公立高校生学習状況等に関するアンケート集計結果について

### 1 目的

山口県の公立高校生の学習意欲、学習習慣及び生活習慣等を把握・分析し、その状況及び課題を各学校に提示することにより、P D C A サイクルによる教育活動の改善、教員の学習指導の充実や生徒の学習状況の改善等に資する。

### 2 対象校

公立高等学校全日制課程（本・分校別、校舎別とし、中等教育学校後期課程を含む。）

### 3 対象生徒

各学年から 1 クラス分の生徒（30～40 人程度）を抽出

### 4 実施日

平成 28 年 10 月 14 日（金）を中心日として、任意の日に実施

### 5 アンケート項目

- （1）学習の取組等に関する質問（16 問）
  - （2）学習習慣に関する質問（14 問）
  - （3）各教科（国語・数学・英語）に関する質問（19 問）
  - （4）生活習慣に関する質問（13 問）
- 合計 62 問

### 6 実施校数及び回答生徒数

- （1）実施校数 61 校
- （2）回答生徒数 6,124 人

### 7 集計

#### （1）県全体の集計について

統計的に処理するため、3,016 人（1 年：1,002 人、2 年：1,019 人、3 年：995 人）を集計対象として抽出し、実施

#### （2）各学校の集計について

回収した全てのアンケートを対象として実施

### 8 結果の概要（県全体）※詳細は資料 1

#### （1）学習の取組等について

- 授業の目標（めあて・ねらい）が示されていると思う生徒は 75%（昨年度 62%）
- 学習した内容を振り返ったりまとめたりしている生徒は 52%（同 50%）
- 授業では、学級やグループの中で自分たちで課題を見つけ、その解決に向けて情報を集め、話し合いながら整理して、発表するなどの学習活動に取り組んでいると思う生徒は 54%（同 52%）

#### （2）学習習慣について

- 学校の授業以外の学習時間が 1 時間未満の生徒  
平日：46%（同 47%） 休日：39%（同 40%）
- 学校の授業以外の学習  
学校の宿題（週末課題等）に取り組んでいる生徒は 88%（同 88%）  
⇨ 学校の授業の予習：29%（同 33%） 学校の授業の復習：42%（同 42%）

### (3) 各教科（国語・数学・英語）について

- 教科の学習が将来社会に出たときに役立つと思う生徒  
国語：86%（同87%） 数学：62%（同61%） 英語：89%（同88%）
- 日常生活や身近な話題等について、英語でコミュニケーションをとることができる生徒は38%（同38%）

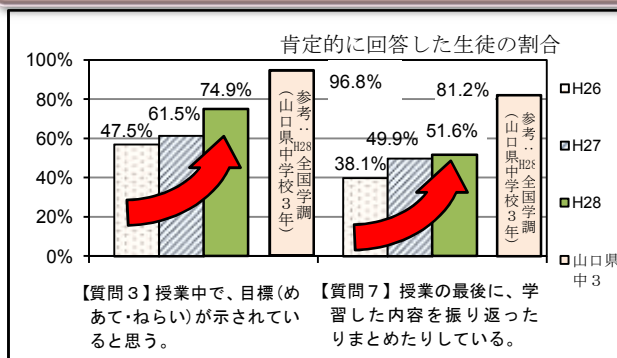
### (4) 生活習慣について

- 平日1日当たり、2時間以上携帯電話等で通話をしたりメールをしたりしている生徒は24%（同26%）

## 9 今後の取組

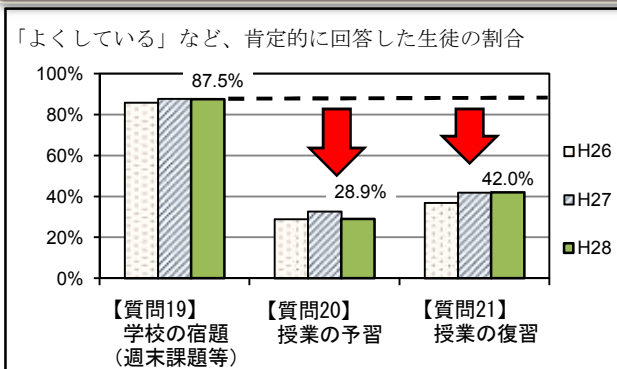
### 【学力向上に向けた重点取組事項】 生徒の主体的な学習態度の育成

#### ① 「見通し・振り返り学習活動」の更なる充実



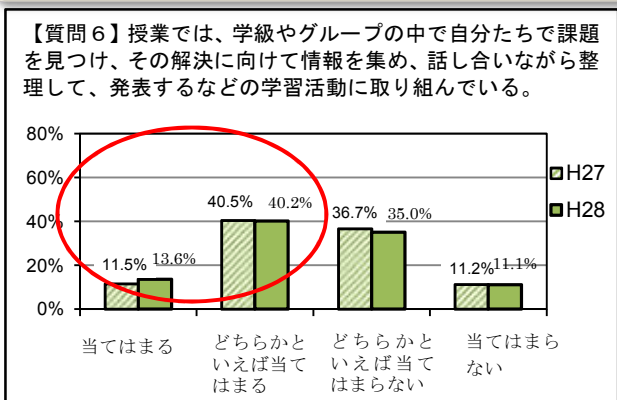
- 授業のはじめに目標（めあて・ねらい）を提示
- 授業の最後に学習したことを振り返る活動の充実

#### ② 授業を中心とした「予習－授業－復習」のサイクルの更なる充実



- 家庭学習が授業の中で生かされるような課題の設定
- 授業や考査、家庭学習に対する自己評価ができる場面の設定と充実

#### ③ アクティブ・ラーニングの視点からの「主体的・対話的で深い学び」の更なる充実



- 「アクティブ・ラーニング（実践事例集）～よりよい授業づくりのための15のヒント～」を活用した校内研修の実施
- 指導力向上のための、教科の枠を越えた授業参観の推進
- 学校で学ぶことと社会との接続を意識した取組の工夫・改善



## 報告事項 2

### 学校運営協議会を設置する学校（コミュニティ・スクール：CS）の指定について

#### 1 指定する学校

- 地域と連携・協働する教育の更なる充実を図るため、13校（高等学校11校、中学校1校、中等教育学校1校）を新規指定

県立高森高等学校	県立岩国工業高等学校	県立熊毛南高等学校
県立下松工業高等学校	県立南陽工業高等学校	県立防府商工高等学校
県立西京高等学校	県立山口農業高等学校	県立宇部工業高等学校
県立長府高等学校	県立萩高等学校	
県立高森みどり中学校	県立下関中等教育学校	

※ 平成28年度の成果と課題を踏まえ、地域や設置学科の範囲を拡大して全県的に導入を推進

#### 2 指定の期間 平成29年4月1日から3年間

#### 3 平成29年度実施計画（案）の主な内容

県立高校におけるCSを拡充し、地元市町や大学・企業等と協働した課題解決型学習を推進することにより、学校・地域の差し迫った社会的・地域的な課題の解決に積極的に取り組み、「地域に愛され、地域とともにある学校づくり」を推進

##### 【13校共通】

- ・学校運営協議会（年3回実施予定）

地元地域の保護者や地域住民に加え、学科の特性に応じて、広く大学や企業の関係者を委員に任命し、学校運営の基本的な方針の承認、学校運営の改善に向けた協議・提言、運営状況についての評価などを実施する予定

##### 【高森高等学校・高森みどり中学校】

- ・大学・企業や地域の人材を活用した、中学校・高等学校合同の進路講演会
- ・地元特産品を使用した商品開発
- ・地域文化祭におけるボランティア活動・吹奏楽部演奏

##### 【岩国工業高等学校】

- ・企業に就職した卒業生による講話
- ・首長部局と協働した、ものづくりによる地域貢献
- ・製作したロボットの実演による地域イベントでの交流

##### 【熊毛南高等学校】

- ・地域の人材を活用した講演会やボランティア講座
- ・ロータリークラブと連携した国際理解教育
- ・社会福祉協議会と連携した点字カレンダーの作成・配布

##### 【下松工業高等学校】

- ・地元企業と連携した工場見学・インターンシップ
- ・小学生を対象としたものづくり教室
- ・商工会議所による社会人育成講座

##### 【南陽工業高等学校】

- ・周南コンビナートの企業との協働による授業実習
- ・地元企業、地域住民等との環境保全活動等に関する地域対話
- ・大学や市観光交流課との連携による台湾の高校生との交流

##### 【防府商工高等学校】

- ・市産業振興部や商工会議所と連携したイベント・講演会
- ・地元住民による地域伝統文化やものづくりに関する指導
- ・幼・保・小・中・特別支援学校への出前授業・学習支援ボランティア

### 【西京高等学校】

- ・山口大学留学生との交流による国際教育
- ・地元の食材を使用した商品の共同開発
- ・地元小学生を対象とした稲作体験（田んぼアート）

### 【山口農業高等学校】

- ・農業試験場や大学等の訪問による特産品の共同研究
- ・加工品づくり体験（開放講座）
- ・秋吉台お花畑プロジェクト（草刈り体験と環境保全活動）

### 【宇部工業高等学校】

- ・地元企業の支援による工場見学
- ・ものづくりマイスターによる実習支援
- ・地元小・中学生を対象とした「土曜日実験工作塾」

### 【長府高等学校】

- ・進路意識の具体化をめざした地元企業等によるガイダンス
- ・地域と連携した防災研究
- ・地域活性化のための地域行事ボランティア活動

### 【萩高等学校】

- ・郷土の誇れる歴史上の人物についての講演会
- ・高校生熟議「世界遺産の中にある学校として、私たちは何ができるか」
- ・学校周辺の史跡清掃活動

### 【下関中等教育学校】

- ・県内大学との連携による進学意識の高揚をめざした、前期課程からの大学訪問
- ・県や市の国際関係部局との連携による国際交流活動
- ・小学生対象のサイエンスセミナー等大学と連携した地域貢献活動

※ 先行導入校（周防大島高校、美祢青嶺高校、大津緑洋高校）の取組の充実・発展

## 【参考1】地域と協働したこれまでの取組

### （1）平成27年度

活力ある地域の創造に向けて、学校・地域の差し迫った社会的・地域的な課題を解決するため、地域の関係機関との協働体制を確立し、魅力ある教育活動を展開するCSの導入をめざした取組を実施

- CSのモデル校3高校（周防大島、美祢青嶺、大津緑洋）において「地域活性化検討委員会」における協議や先進校視察、地域と協働した課題解決型教育を実施

### （2）平成28年度

学校・地域の差し迫った社会的・地域的な課題の解決に積極的に取り組む「地域に愛され、地域とともにある学校」づくりを推進  
特色ある学校づくりの一つとして、専門性を高める教育活動の活性化をめざし、当該分野の専門機関等との連携を強化

- 周防大島高校、美祢青嶺高校、大津緑洋高校の3校をCSに指定
- 成果と課題

**成果** 地域の特性を踏まえた、高校ならではの専門性の高い教育活動を展開

- ・宮本常一記念館等の文化施設を活用したフィールドワーク（周防大島）
- ・地域の観光振興に貢献するランタン製作（美祢青嶺）
- ・地元食品関連企業の商品開発への参画（大津緑洋）

**課題** 地域の教育力を活用し、地域と協働した教育活動のさらなる充実

- ・各学校・学科の特色に応じて、学校運営協議会に、保護者や地域住民、首長部局の人材のほか、大学や企業の関係者なども加えた体制づくり

→ 多様な人材の英知を結集して評価と改善を積み重ねながら、地域の期待に応える取組の質的な向上

【参考2】高校のCS指定校数：25校（全国：平成28年4月1日現在）



## 報告事項 3

### 学校運営協議会を設置する学校（コミュニティ・スクール：CS）の指定について

#### 1 指定する学校

県立特別支援学校 6 校を新規に指定

県立岩国総合支援学校    県立田布施総合支援学校    県立周南総合支援学校  
県立山口南総合支援学校    県立下関南総合支援学校    県立萩総合支援学校

#### < 県立特別支援学校への導入の計画 >

- 平成 28 年 9 月に、県立特別支援学校 2 校に CS を導入（宇部・下関総合）
- 平成 29 年 4 月に、**県立特別支援学校 6 校に CS を導入**  
**（岩国・田布施・周南・山口南・下関南・萩総合）**
- 平成 30 年度までに、全ての県立特別支援学校（12 校）への CS 導入を完了

#### 2 指定の期間

平成 29 年 4 月 1 日から 3 年間

#### 3 平成 29 年度実施計画（案）の主な内容

障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を推進するため、学校・家庭・地域・関係機関等が連携・協働した活動の展開により、障害のある幼児児童生徒が安心して地域で生活し、自信をもって社会参加することができるよう社会総がかりによる教育の充実、共生社会の形成を目指す。

#### 【6 校共通】

- ・学校運営協議会（年 3 回実施）  
保護者や地域住民に加え、医療・福祉・労働等の関係者を委員に任命し、学校運営の基本的な承認、学校運営の改善に向けた協議・提言、運営状況についての評価などを実施

#### 【岩国総合支援学校】

- ・企業等の支援による授業や実習
- ・駅前商店街等における作業学習製品等の展示・販売、音楽コンサート
- ・地域と連携したリングプル収集活動による地元施設への福祉用品の寄贈

#### 【田布施総合支援学校】

- ・地域の図書館や地域交流館等における清掃活動（ボランティア活動による地域貢献）
- ・文化祭における、高等学校と連携・協働による展示・販売活動（交流及び共同学習）
- ・高等部生徒による地域の施設等での喫茶サービス

#### 【周南総合支援学校】

- ・隣接する施設や自治会、PTA が連携した合同防災訓練
- ・地域と共催の研修会等を通じた、障害に関する理解促進（特別支援教育の理解促進）
- ・夏祭りにおける地域住民との交流活動

#### 【山口南総合支援学校】

- ・セミナーパーク等における、喫茶サービスを通じた地域住民等との交流活動
- ・地域住民や自治会と協力した、四辻駅・通学路等の清掃活動（ボランティア活動による地域貢献）
- ・近隣老人介護施設等との合同避難訓練

**【下関南総合支援学校】**

- ・企業・福祉フェスタ等における作業学習の展示・販売、マッサージ施術
- ・地元大学との相互学習協力（大学での清掃、障害に関する理解促進研修会講師の派遣）
- ・文化祭における地域との交流を行うための紹介ブースの設置

**【萩総合支援学校】**

- ・老人クラブと協力した海岸清掃活動（ボランティア活動による地域貢献）
- ・地域の小・中・高・大学等における作業学習製品等の展示・販売
- ・地域の大学教員からの指導後、津波や地震等を想定した防災避難訓練

※先行導入校（宇部総合支援学校、下関総合支援学校）の取組の充実・発展

**【参考】全国の特別支援学校におけるコミュニティ・スクール設置状況**

- 全国においては、市立特別支援学校 11校へコミュニティ・スクール（以下「CS」）を設置。
- 県立の特別支援学校には、CS未設置。（H28.4.1現在）  
 ※ 山口県立特別支援学校2校（宇部・下関総合）に、CS設置。（H28.9.1）

<全国の特別支援学校におけるCS設置状況>（H28.4.1現在）

	都道府県	学校名	指定日	備考
1	新潟県	見附（みつけ）市立見附総合支援学校	H26. 4. 1	
2	新潟県	糸魚川（いといがわ）市立ひすいの里総合学校	H28. 4. 1	
3	神奈川県	横浜市立若葉台特別支援学校	H26. 4. 1	
4	岐阜県	岐阜市立岐阜総合支援学校	H25. 4. 1	
5	京都府	京都市立西総合支援学校	H17. 5. 20	
6	京都府	京都市立北総合支援学校	H18. 11. 6	
7	京都府	京都市立東総合支援学校	H18. 12. 11	
8	京都府	京都市立呉竹総合支援学校	H18. 12. 20	
9	京都府	京都市立白河総合支援学校	H20. 10. 8	
10	京都府	京都市立鳴滝総合支援学校	H23. 11. 14	
11	京都府	京都市立桃陽（とうよう）総合支援学校	H24. 1. 19	